2026年11月5日

株主各位

大阪市東淀川区東中島1-3-14
株式会社キーエンス
代表取締役社長　中野　鉄也

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年10月29日開催の取締役会において、2026年11月21日をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年11月20日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年11月21日をもって、当社定款第6条を変更し、24億株増加して30億株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2026年12月中旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 2026年11月21日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
   (2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
   口座管理機関　：　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
   連絡先　：　〒541-8502
   大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
   三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
   電話 0120-094-777（通話料無料）